

東京都内で調理業務に従事している「調理師免許証」をお持ちの皆様へ

東京都福祉保健局

平成24年は、「調理師業務従事者届」の該当年です。

就業している調理師の方は、「調理師業務従事者届」を提出しなければなりません。

近年、食生活における外食依存の傾向が強まっており、飲食店などにおいて調理の業務に従事する調理師の皆様が国民の食生活に果たす役割は、ますます重要になっています。

このため、調理師法では、就業する調理師有資格者の現状を把握し、調理師の資質向上を目的とする各種事業を円滑に実施するため、就業している調理師の方に、2年に1度の届出を義務付けています（調理師法第5条の2）。

平成24年は本届出の該当年ですので、下記に該当する調理師の方は、裏面の届出用紙に必要事項を記入し、届出先へ郵送してください。

記

1 届出が必要な調理師の方

平成24年12月31日現在、調理師免許を有し、東京都内に所在する次の施設で調理業務に従事している方（パート、アルバイトの方も含まれます。）

業務従事場所	施設の具体例	備考
1 寄宿舍・寮	社員寮、学生寮等	裏面届出用紙の従事場所欄の該当する番号に○をつけてください。 なお、業務従事場所1～7の施設については、飲食店営業の許可を持っている場合でも、8ではなく、1～7のうち該当する番号に○をつけてください。
2 学校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等（学校給食センターを含む。）	
3 病院	患者給食等	
4 事業所	会社・工場・事業場・官公署等の食堂等	
5 社会福祉施設	老人ホーム、心身障害者施設、保育園等	
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設	
7 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等	
8 飲食店営業	飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等	
9 魚介類販売業		
10 そうざい製造業		
11 その他	自衛隊、一般給食センター等	

2 届出期限

平成25年1月15日（火曜日）までに届け出てください。（当日消印有効）

3 届出方法

平成24年12月31日現在の従事状況を、裏面「調理師業務従事者届」に記入の上、封筒に80円切手を貼って、郵送してください。

4 届出先（郵送先）

業務従事場所により異なりますので、下表を参照してください。

届出先一覧

業務従事場所	届出先（東京都知事指定 指定届出受理機関）
8 飲食店営業 （日本料理、麺類、寿司などを含む。） 9 魚介類販売業、10 そうざい製造業	社団法人 日本全職業調理士協会 〒169-0051 新宿区西早稲田 2-5-13 いたうビル4階 電話 03-5285-0271
8 飲食店営業 （日本料理、麺類、寿司などを含む。）	社団法人 日本料理研究会 〒104-0045 中央区築地 2-15-15-201 電話 03-3545-1651
8 飲食店営業（西洋料理）	公益社団法人 全日本厨師協会 東京地方本部 〒105-0011 港区芝公園 3-6-22 JCビル5階 電話 03-5473-7261
8 飲食店営業（中国料理）	社団法人 日本中国料理協会 〒103-0012 中央区日本橋堀留町 2-8-5 JACCビル3階 電話 03-3666-5415
1 寄宿舍・寮、2 学校、3 病院、 4 事業所、5 社会福祉施設、 6 介護老人保健施設、7 矯正施設、 11 その他	社団法人 東京都施設給食協会 〒168-0072 杉並区高井戸東 2-3-4 社会福祉法人 東京家庭学校 上水保育園内 電話 03-3333-8626

注1) 「8 飲食店営業」で西洋料理、中国料理以外の調理師の方は、「社団法人 日本全職業調理士協会」又は「社団法人 日本料理研究会」へ届け出てください。

なお、和食、洋食、中華など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に届け出てください。

注2) 裏面の届出用紙は、東京都内でお勤めの方のものです。他道府県でお勤めの方は、勤務先所在地の道府県の衛生主管課にお問い合わせください。

<この届出に関するお問い合わせ先>

東京都福祉保健局健康安全部健康安全課試験・免許係

電話 03-5320-4358（直通）

福祉保健局ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>